

平成 20 年 7 月 24 日 開会
平成 20 年 7 月 24 日 閉会
(臨時会)

**平成 20 年第 2 回
島根県後期高齢者医療広域連合議会会議録**

島根県後期高齢者医療広域連合議会

島根県後期高齢者医療広域連合告示第12号

平成20年第2回島根県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を次の通り招集する。

平成20年7月3日

島根県後期高齢者医療広域連合長 松浦正敬

- 1 期 日 平成20年7月24日
- 2 場 所 島根県市町村振興センター6階 大会議室
- 3 付議事件

(1) 島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

○開会日に応召した議員

安永友行君	石原安明君
千原祥道君	沖野健君
立脇通也君	

○応召しなかった議員

宇津徹男君	竹腰創一君
速水雄一君	勝部勝明君
松田和久君	

平成 20 年第 2 回島根県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

平成 20 年 7 月 24 日 (木曜日)

議事日程 (第 1 号)

平成 20 年 7 月 24 日 午後 2 時 30 分開会

- 日程第 1 議席の指定
日程第 2 会議録署名議員の指名
日程第 3 会期の決定
日程第 4 議案第 6 号 島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
日程第 5 報告第 1 号 議会の委任による専決処分の報告について
(損害賠償の額を定めることについて)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議席の指定
日程第 2 会議録署名議員の指名
日程第 3 会期の決定
日程第 4 議案第 6 号 島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
日程第 5 報告第 1 号 議会の委任による専決処分の報告について
(損害賠償の額を定めることについて)
日程追加 議案第 7 号 平成 20 年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 1 号)
-

出席議員 (5 名)

1 番 安 永 友 行君	3 番 石 原 安 明君
6 番 千 原 祥 道君	8 番 沖 野 健君
10 番 立 脇 通 也君	

欠席議員 (5 名)

2 番 宇 津 徹 男君	4 番 竹 腰 創 一君
5 番 速 水 雄 一君	7 番 勝 部 勝 明君
9 番 松 田 和 久君	

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 ----- 坂 野 誠君 書記 ----- 永 島 真 吾君
書記 ----- 天 津 兼 房君

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長 ----- 松 浦 正 敬君 副広域連合長 ----- 中 島 巖君
事務局長 ----- 上 村 敏 博君 会計管理者(兼務) ---- 久保田 賢 司君
業務課長 ----- 川 岡 佳 子君

午後2時30分開会

○議長(立脇 通也君) ただいまより平成20年第2回島根県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議席の指定

○議長(立脇 通也君) 日程第1、議席の指定を行います。

今回ご当選になりました石原安明君の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において議席番号3番に指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長(立脇 通也君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において3番、石原安明君、及び6番、千原祥道君を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長(立脇 通也君) 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(立脇 通也君) 御異議なしと認めます。よって会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第4 議案第6号

○議長(立脇 通也君) 日程第4、議案第6号、島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

松浦広域連合長。

○広域連合長（松浦 正敬君） 議案第6号、島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきましては、低所得者に対する保険料軽減の上乗せを行うことについて改正するものであります。

与党・政府の合意に基づきまして、低所得者を対象に後期高齢者医療保険料の所得割額と被保険者均等割額それぞれを軽減いたします。

まず、一つ目の所得割額の軽減でございますけれども、年金収入211万円以下の人を対象に、年間の所得割保険料額を2分の1に軽減するものであります。

二つ目、被保険者均等割額の軽減でございますけれども、低所得者軽減の7割軽減の該当者を対象に、1.5割の軽減額を上乗せをいたしまして8.5割軽減とするものであります。

例えば、年間の均等割額39,670円でございますけれども、これに対しまして、従来の7割軽減では年間11,900円を納めていただく人につきまして、8.5割軽減ということになりますと、年間では5,700円ということになります。

このふたつの軽減措置によりまして、被保険者均等割額が8.5割軽減となる方の年間保険料額の調整をあわせて行うことにいたしております。

その結果、所得の低い人に対する軽減策として、従来の2割、5割、7割の軽減が2割、5割、8.5割ということになるわけでございます。

また、これとは別に、被用者保険の被扶養者だった人に対する軽減も実施をされております。

ちなみに、これらの軽減による対象者数でございますけれども、県内の被保険者数が11万8,572人あるわけでございますが、その内の2割軽減者が、7,171人（6%）、5割軽減が3,710人（3%）、8.5割軽減が40,422人（34%）そして被扶養者軽減が23,998人（20%）というふうになっています。

今回の上乗せ軽減措置に伴う財源でございますけれども、国から交付されます特別調整交付金により全額が対象となる見込みであります。

この改正条例につきましては、公布の日から施行いたしまして、平成20年4月1日から適用いたします。

今回の軽減はあくまでも平成20年度限りの措置でございます。来年度以降につきましては、財源措置も含めまして未確定の部分が多く、これにつきましては、今後の定例会において別にご提案をさせていただきたいと存じます。

なお、今回の軽減につきまして、賦課する広域連合の条例は改正となりますけれども、徴収する市町村におきます条例改正はございません。

以上概要を御説明申し上げましたけれども、何とぞよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（立脇 通也君） これより質疑に入ります。

議案第6号、島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正につい

てに対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（立脇 通也君） 質疑なしと認めます。これをもって、議案第6号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第6号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（立脇 通也君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

議案第6号、島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（立脇 通也君） 挙手全員であります。よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 報告第1号

○議長（立脇 通也君） 日程第5、報告第1号、議会の委任による専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

松浦広域連合長。

○広域連合長（松浦 正敬君） それでは、続きまして報告につきまして御説明申し上げます。

報告第1号でございますが、議会の議決により委任された事項の専決処分に関するものでありまして、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告申し上げるものであります。

内容につきましては、損害賠償の額を定めたものでございまして、交通事故によるものでございます。

日程追加 議案第7号

○議長（立脇 通也君） お諮りいたします。本日、議案第7号、平成20年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（立脇 通也君） 御異議なしと認めます。よって、この際、議案第7号、平成20年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を日程に追加し、議題といたします。

提出者の説明を求めます。

松浦広域連合長。

○広域連合長（松浦 正敬君） 議案第7号、平成20年度島根県後期高齢者医療広域連合後

期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、御説明申し上げます。

今回の補正予算は、当初予算額の848億7,208万5,000円に、補正額2,907万6,000円を追加して歳入歳出それぞれ849億116万1,000円とするものであります。

歳入につきましては、今回の特別対策による保険料軽減分3億4,600万7,000円とその他特別対策経費分2,907万6,000円の合計3億7,508万3,000円が、国から交付される特別調整交付金の対象とされることから、同額を国庫支出金の調整交付金に計上するものであります。また、市町村支出金の保険料等負担金は、軽減分3億4,600万7,000円を減額するものであります。

次に歳出でございますけれども、特別調整交付金を財源として、総務費と保健事業において合計2,907万6,000円計上するものであります。総務費におきましては、今回の新たな保険料軽減に係る被保険者への個別の周知、あるいは市町村への広報補助を行う特別対策広報事業で1,762万2,000円、被保険者に保険料変更を通知する経費で589万7,000円を計上するものであります。保健事業費におきましては、被保険者の健康づくりを促進するため、広域連合として人間ドックを実施する可能性及び事後の指導等のあり方を検討するための事業として555万7,000円を計上するものであります。

次に、保険給付費につきまして、保険料軽減対策により、市町村支出金の保険料等負担金から国庫支出金の調整交付金へ財源の変更を行うものであります。また、国保連合会に支払う医療費の内、高額療養費を給付種類ごとに整理するため、療養給付費から高額療養費に変更するものでございます。

以上、補正予算の概要を御説明申し上げましたけれども、何とぞよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（立脇 通也君） これより質疑に入ります。議案第7号、平成20年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）に対する質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（立脇 通也君） 質疑なしと認めます。これをもって、議案第7号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第7号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（立脇 通也君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

議案第7号、平成20年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（立脇 通也君） 挙手全員であります。よって議案第7号は、原案のとおり可決されました。

○議長（立脇 通也君） これにて、平成20年第2回島根県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会いたします。

午後2時42分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

議員署名

議員署名